



# 国保の そこが知りたい

役場保険年金班 42局2111番

COMMENT

# Support

## こんなときには 必ず届け出を 14日以内に

加入は世帯単位で  
届出は14日以内に

国保へは世帯単位  
で加入し、加入手続き  
は世帯主が行うことにな  
なっています。世帯主  
は自分の家族に異動が  
あつたときは、14日以  
内に届出をしなければ  
なりません。

家族一人ひとりが  
みんな被保険者です

国保では、加入は世  
帯単位ですが、家族一  
人ひとりが皆、被保険  
者です。保険証は被保  
険者に一枚交付されま  
す。同じ住居に住んで  
生計が一緒の人は同じ  
世帯となります。  
住み込みの店員やお

届出が遅れると…

届出が遅れると、①  
②医療費を全額自己負  
担しなければならない  
う場合がありますので  
ご注意ください。

手伝いさんなどでも、  
雇用主と同じ住居で生  
活をし、賃金の支払い  
がなく、生計を一にし  
ていると認められる場  
合は、雇用主と同じ世  
帯になります。また、  
賃金の支払いがあり、  
計が別であると認め  
れる場合は、それぞれ  
別の世帯となります。

### ◆ 国保に加入するとき

こんなとき	手續に必要なもの
ほかの市区町村から転入してきた	印かん、ほかの市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめた	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなった	印かん、保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印かん、保険証

### ◆ 国保から脱退するとき

こんなとき	手續に必要なもの
ほかの市区町村へ転出する	印かん、保険証
職場の健康保険に加入した	印かん、国保の保険証、職場の健康保険証
生活保護を受けるようになった	印かん、保険証、保護開始決定通知書
国保の加入者が死亡した	印かん、保険証、預金通帳、会葬御礼状等

### ◆ そのほかのとき

こんなとき	手續に必要なもの
町内で住所が変わった	印かん、保険証
退職者医療制度に該当した	印かん、国保の保険証、年金証書
世帯が分かれた、一緒になった	印かん、保険証
修学のため住所を変えた	印かん、保険証、在学証明書
保険証をなくした、汚れて使えなくなった	印かん、身分を証明するもの、使えなくなった保険証
世帯主や加入者の名前が変わった	印かん、保険証

国民健康保険（国保）に加入している  
世帯の全員、またはその一部の人に次  
のような異動があつた場合には、14日  
以内に役場保険健康課保険年金班へ届  
出をしてください。届出を忘れたり、  
遅れたりすると、保険証を使つた医療  
が受けられないことがあります。



# Welfare INFORMATION

平成26年度の  
保育料のお知らせです。



## 福祉の そこが知りたい

福祉人権課☎42局2111番

### ■今年度の保育所の保育料

(単位:円)

階層	世帯区分	3歳未満	3歳	4歳以上
1	生活保護の受給世帯	0	0	0
2	母子世帯・父子世帯・身体障害者のいる世帯	0	0	0
	町民税の非課税世帯	1人目 2人目	8,100 4,050	5,400 2,700
3	平成25年度分の町民税が課税の世帯	1人目 2人目	17,500 8,750	14,800 7,400
	平成25年分の所得税額が40,000円未満の世帯	1人目 2人目	27,000 13,500	24,300 24,300
4	平成25年分の所得税額が40,000円以上103,000円未満の世帯	1人目 2人目	40,000 20,000	37,300 32,700
	平成25年分の所得税額が103,000円以上413,000円未満の世帯	1人目 2人目	54,900 27,450	38,200 32,700
6	平成25年分の所得税額が413,000円以上の世帯	1人目 2人目	72,000 36,000	38,200 19,100
				32,700 16,350

\*住宅取得等特別控除などの税額控除は適用されません。

\*所得税額については、税制改正による年少扶養控除等の廃止がないものとし、復興特別所得税については課税されないものとして計算します。



平成26年度の保育料は左の表のとおりです。  
なお、複数の子どもを保育する世帯では、  
2人目の子どもにかかる保育料は半額、  
3人目以降の子どもは無料となります。



## 保育所の 保育料のお知らせ



### 複数のお子さんが 保育所や幼稚園などを 利用している場合は…

保育所以外に幼稚園や認定こども園を利用する場合、子どもも算定対象に含めるため、これらの施設を利用している子どものうち、保育所を利用している子どもも保育料は、2人目の子どもであれば半額、3人目以下の子どもであれば無料となります。

### 休日保育事業のご案内

- ▽ 課児童人権班まで
- ▽ 説明会申込
- ▽ 申込用紙
- ▽ 保育料金
- ▽ 保育場所
- ▽ 保育時間
- ▽ 休日
- ▽ 利用登録

- ・鞍手町の保育所に通つている子どもで、保護者が仕事などの都合により、家庭内で保育ができない世帯の
- ・前月20日までにお申し込みください
- ・歳以上の子どもは日額一千五百円
- ・3歳未満の子どもは日額二千円。
- ・剣第一保育所
- ・午前7時15分から午後6時15分まで
- ・日曜日、国民の休日(行事のある休日と年末年始は除く)
- ・利用希望日の前月20日までにお申し込みください
- ・利用登録用紙

子どもを休日にも預かっています。詳しい内容は、各保育所または役場福祉人権課にお尋ねください。